

令和 4 年 3 月

お客様各位

石川かほく農業協同組合

### J Aバンクアプリ利用規定の一部改正について

当組合では、J Aバンクアプリにおける P a y B（払込票決済）の利用開始に伴い、本サービスにかかる規定について令和 4 年 4 月 19 日（火）に一部改正する予定としております。詳細については、当 J Aホームページ内「規定集」をご参照ください。

#### 注) P a y Bについて

お客様のスマートフォンで払込票のバーコードを読み込み、税公金・公共料金等の支払いを行うことができるサービスをいいます。

以上